

改正著作権法第 104 条の 35 第 1 項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る 審査基準及び標準処理期間

令和 7 年 12 月 18 日
文化庁著作権課

著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 104 条の 35 第 1 項の規定に基づき、文化庁長官が「確認等事務規程」（同項に規定する「確認等事務規程」をいう。以下同じ。）の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）を行う際には、本審査基準及び標準処理期間によるものとする。

【審査基準】

「確認等事務規程」の認可に係る審査に当たっては、新法第 104 条の 35 の規定に基づき、以下の 1～4 に記載する要件の充足性を確認することとする。

1. 新法第 67 条の 3 第 1 項の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務を対象とした規程であること（新法第 104 条の 35 第 1 項関係）

確認等事務規程は、新法第 67 条の 3 第 1 項の規定による未管理公表著作物等に係る裁定及び同裁定に係る補償金の額の決定に関する事務のうち、新法第 104 条の 33 第 1 項各号に定める申請受付、要件確認及び使用料相当額算出に関する事務を対象とするものであることを確認する。

2. 法令に定める事項が適切に規定されていること（新法第 104 条の 35 第 2 項関係）

確認等事務規程において、新法第 104 条の 35 第 2 項に定める申請受付及び要件確認に関する事務の実施の方法、使用料相当額算出の方法等が、適切に定められていることを確認する。

3. 算出方法規程について、著作権等管理事業者等からの意見聴取が適切に行われていること（新法第 104 条の 35 第 3 項関係）

確認等事務規程のうち使用料相当額算出の方法に係る部分（新法第 104 条の 35 第 3 項に規定する「算出方法規程」という。以下同じ。）について、著作権等管理事業者及び著作権者又は著作隣接権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であって、国内において著作権者又は著作隣接権者の利益を代表すると認められるものから、適切に意見聴取が行われている必要がある。

当該要件を満たすか否かについては、登録確認機関から提出される資料等をもとに、以下の観点に照らして確認する。

- ・ 意見聴取の相手方は、著作物の種類ごとに、①著作権等管理事業者、及び②著作権者又は著作隣接権者の利益を代表するものを対象としていると認められるか。
- ・ 意見聴取の手続・方法が妥当なものか。
- ・ 意見聴取の結果を登録確認機関がどのように考慮したか（意見を確認等事務規程に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

4. 算出方法規程が新法第 67 条の 3 第 1 項の規定の趣旨を考慮した「適正なもの」であると認められること（法第 104 条の 35 第 4 項関係）

「新法第 67 条の 3 第 1 項の規定の趣旨」について、未管理公表著作物等を利用しようとする者は、同項各号に該当する場合には、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することが必要となる。なお、この通常の使用料の額に相当する額としては、既存の著作権等管理事業者の定める使用料規程等に定められた一般的な使用料の額が参考になる。

また、一般的な使用料の額が明らかでなく、通常の使用料の額に相当する額を算出することが難しい場合などにあっても、適切に算出することができるような算出方法について定めておく必要がある。

これらを踏まえ、「算出方法規程」につき、

- ①算出方法は既存の使用料規程等を踏まえたものとなっていること
- ②①により通常の使用料の額に相当する額を算出することが難しい案件においても、適切に算出できるような規定が設けられていることを確認する。

【標準処理期間】

「確認等事務規程」の認可に係る標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。